

## 露天出店を希望する皆様へ

市制55周年記念第59回「伊勢原観光道灌まつり」開催にあたり、露天出店を希望する方は、次の注意事項をご確認の上、所定の手続きをお取りください。

### 1. 露天出店の届け出について

露天を出店したい方は、「①露天出店届出書」「②臨時出店者の詳細」「③出店場所の地図（任意様式）」「④平面図・構造図」「⑤誓約書」に必要事項を記入して、市役所2階の商工観光課窓口へ提出してください

**提出期限 令和8年7月17日（金）**

【注意】期限後の受付はできません。必ず期日までにご提出ください。

#### ▶届出書を記入する際のポイント

- (1) 連絡先は、日中に必ず連絡が取れる電話番号を記入ください。
- (2) 出店日時は、次の出店可能な時間内で記入ください。  
10月3日（土）13時から19時30分まで  
10月4日（日）10時から17時30分まで

**【重要】必ずこの時間内に営業を終えて、片付けも済ませてください。  
ルールを守らない出店者は、警察と協議し次回以降の出店を認めません。**

- (3) 「飲食店営業許可」をお持ちの方は、その業種と免許等の名前を記入してください。
- (4) 出店場所の地図には、場所が把握しやすいようにマーカーなどで印をつけてください。
- (5) 過去1年以内に、伊勢原市以外も含めて臨時的なイベントに出店したことがある方は、「臨時営業許可」という別の許可が必要です。

#### ▶露天出店にあたる手続きについて

過去1年間に他県も含めて臨時的な行事に出店したことがある

はい

先に県保健福祉事務所で「臨時営業許可」を取得してください。

①露天出店届出書、②臨時出店者の詳細、③出店場所の地図、④平面図・構造図、⑤誓約書を市役所へ提出してください。

いいえ

①露天出店届出書、②臨時出店者の詳細、③出店場所の地図、④平面図・構造図、⑤誓約書を市役所へ提出してください。

【参考：県ホームページ】

臨時営業の施設基準について



## 2. 飲食物を販売する場合の注意点

### ▶調理を要する食品を取り扱う場合

取り扱うことのできる品目や施設の基準が例年より変更している場合があります。必要な手続きや取扱品目などの確認は、保健福祉事務所にお問合せください。食中毒のリスクを軽減するため、できる限り既製品の冷凍食品を利用し、会場では加熱調理のみを行うなど、簡単な調理品の提供に努めてください。

#### 【主なポイント】

- ☞レトルト食品の加熱や飲み物をコップに注ぐ行為も調理にあたります。
- ☞原則として、同時に取り扱える品目は1品目（同じ器具と工程の場合）です。
- ☞材料を仕込む場所は、食品の営業許可を持っているお店に限られます。  
※ご家庭などの台所ではできません。

#### 【問い合わせ先】

平塚保健福祉事務所秦野センター（食品衛生課）

電話 0463-82-1428（代）

### ▶美化協力金について

道灌まつりの会場がきれいになるよう、歩行者天国内にごみ箱を設置します。ゴミ箱の設置やゴミの処理には費用がかかりますので、飲食物を販売する露天の皆さまには、「美化協力金」のご負担をお願いしています。

対象：飲食物を取り扱う露天店舗 **1店舗あたり4,000円**



ごみの処理費用が大きく不足している状況です。昨年度より金額が上がり申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 3. 食品衛生講習会について（重要）

飲食物を取り扱う方は、道灌まつり実行委員会が開催する食品衛生講習会を必ず受講してください。受講対象となる方へは、別途通知いたします。

日時 **令和8年8月28日（金） 午後3時～4時30分**

会場 **伊勢原市民文化会館大ホール**

【お願い】当日は、市駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関のご利用や乗り合わせでのご来場にご協力をお願いいたします。

## 4. 歩道上（道路内）への出店について

歩道上への出店には、「道路占用許可」及び「道路使用許可」が必要になります。敷地内からはみ出す場合も許可が必要となりますので、ご注意ください。側溝も歩道上（道路内）に含まれます。

### ▶市道への出店がある場合の手続き（2つの許可が必要）

- (1) 伊勢原警察へ「①道路使用許可」の申請をしてください。
- (2) 「②道路占用許可」は実行委員会で一括申請します。

### ▶県道への出店がある場合の手続き（2つの許可が必要）

- (1) 県平塚土木事務所へ「①道路占用許可」の申請をしてください。

道路占用届出後に発行される「道路占用許可証」の写しは、伊勢原警察署への届け出時に添付するとともに、市役所の商工観光課にも提出してください。

- (2) 伊勢原警察へ「②道路使用許可」の申請をしてください。  
※各申請手続き先については、下記の表をご参照ください。

### ▶露天出店に伴う道路使用・道路占用手続き先一覧

許可申請	区分	申請者	料金	申請先	申請書類	申請期限
道路 占用許可	県道	個人又は 団体	有料 ※1	平塚土木事務所 許認可指導課 ※2 ☎0463-45-3150(代)	道路占用許可申請書 道路占用位置図 占用物件構造図	8月 中旬
	市道	道灌まつり 実行委員会	無料	—	—	/
道路 使用許可	県道	個人又は 団体	有料 証紙分	伊勢原警察署 交通課 ☎0463-94-0110(代)	道路使用許可申請書 図面	8月 下旬
	市道					

※1 占用料：1日@43円/m<sup>2</sup>（税別）※2 平塚市中里50-1（旧県立平塚商業高校）

### ▶出店にあたっての注意事項

- (1) 一般の通行に支障を及ぼさないよう、歩道の有効幅員2m以上を確保すること（植栽帯部分も同様）。
- (2) 信号機、バス停留所、消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置・物件とすること（特に歩行者天国以外の時間帯）。

## 一 般 用

(3) 障がいのある方への配慮を十分に行うこと。

※点字ブロック上の出店は避けるなどのご配慮をお願いします。

(4) ガスコンロ、フライヤー、カセットコンロ、電気コンロ、炭火等を使用するコンロ、発電機等を使用する場合は、消火器（粉末(ABC)消火器4型以上のもので住宅用でないもの）を各店舗につき1本以上準備すること。

### ➤その他

露天の出店について、**道路使用・道路占用の手続きをされていないことが発見された場合は、警察等から指導が入ることがあります。**あらかじめご承知おきください。

事務局：伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局  
伊勢原市役所商工観光課内  
☎ 0463-94-4732・4729